

毎週火、金曜日発行（但休日当るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇規則 市町村に交付すべき昭和三十五年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算出に用いる基準税額の算定に関する規則
- 鳥取県手数料徴収規則の一部改正
- ◇告示 建設業者の登録まつ消  
ひな白痢の検査及び豚コレラ予防注射  
牛の結核病、ブルセラ病及び肝てつの検査並びに肝てつの駆除  
土地の公用廃止  
行政書士会会則の認可
- ◇教委規則 職員職の設置に関する規則の一部改正
- ◇公安告示 聴聞会の開催
- ◇人委規則 職務の等級に分類される職に関する規則の一部改正
- ◇正誤 昭和三十五年九月二十七日付け鳥取県営電気事業訓令第二号中訂正

## 規則

市町村に交付すべき昭和三十五年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算出に用いる基準税額の算定に関する規則をここに公布する。

昭和三十五年九月三十日

鳥取県知事 石 破 二 則

### 鳥取県規則第四十二号

市町村に交付すべき昭和三十五年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算出に用いる基準税額の算定に関する規則

#### (目的)

第一条 この規則は、地方団体に対して交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に関する省令（昭和三十五年自治省令第十一号。以下「令」という。）の定めるところに基づき、市町村に交付すべき昭和三十五年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算出に用いる基準税額の算定に関し必要な事項を定めること

とを目的とする。

(市町村民税所得割のうち源泉徴収される者にかかる基準税額の算定方法)

第二条 市町村民税の個人に対して課する所得割のうち源泉徴収される者にかかる基準税額は、当該市町村における所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)第三十八條第一項及び第三十八條の二第一項の規定によつて源泉徴収された昭和三十四年分の所得税額のうち、昭和三十五年度分の市町村民税の課税標準となるべきであつた額として知事が調査した額に〇、一五八三三六を乗じて得た額とする。

(市町村民税法人税割にかかる基準税額の算定方法)

第三条 市町村民税のうち法人税割にかかる基準税額は、当該市町村につき次の各号に定める方法によつて算定した額の合算額とする。

(一) 昭和三十四年四月一日から昭和三十五年一月三十一日までの間に終了した事業年度分にかかる課税標準となるべき額に分割法人分については、〇、〇五

四九九六を乗じて得た額、昭和三十五年二月一日から昭和三十五年三月三十一日までの間に終了した事業年度分にかかる課税標準となるべき額に分割法人分については、〇、〇五六三二五を乗じて得た額及び昭和三十四年二月一日から昭和三十五年一月三十一日までの間に終了した事業年度分にかかる課税標準となるべき額に分割法人以外の法人(以下「その他の法人」という。)分については、〇、〇六四四六二を乗じて得た額の合算額

(二) 昭和三十四年四月一日から昭和三十五年三月三十一日までの間に法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の規定によつて修正申告し又は更正若しくは決定を受けたものにかかる課税標準につき、分割法人とその他の法人に区分し、次の期間に終了した事業年度の区分により、それぞれの率を乗じて得た額の合算額

の合算額

四 昭和三十四年度分の基準税額として加算した昭和三十三年度分基準税額として自治大臣が認めた修正すべき額

(三) 及び(四)の規定による算定は、財源不足額に異動を生ずる市町村についてのみ行なうものとし、この場合において(三)及び(四)によつて算定された過大算定額が(一)及び(二)によつて算定した額をこえるものについては、そのこえる額は零とする。

(固定資産税の基準税額の算定方法)

第四条 固定資産税の基準税額は、土地にかかる基準税額、家屋にかかる基準税額及び償却資産にかかる基準税額の合算額とする。

2 土地にかかる基準税額は、次の各号に定める方法によつて算定した額の合算額とする。

一 田、畑、宅地、山林及び原野については、当該市町村の土地の種類ごとの総価格の合算額が、別表第一市町村別土地家屋総価格表の当該市町村総価格と同額となるように、当該市町村の土地の種類ごとの

事業年度	区分	
	分割法人	その他の法人
昭和二十九年三月三十一日以前に事業年度が終了したもの		
昭和二十九年四月一日から昭和三十年六月三十日まで	〇、〇〇九三九〇〇、〇五四六六二	
昭和三十年七月一日から昭和三十年九月三十日まで	〇、〇二〇一三四	
昭和三十年十月一日から昭和三十一年一月三十一日まで		〇、〇五九二一七
昭和三十一年二月一日から昭和三十一年三月三十一日まで		
昭和三十一年四月一日から昭和三十一年六月三十日まで	〇、〇五九四六二	

(三) 昭和三十四年度地方交付税の算定に用いた法人税割のうち分割法人にかかる基準税額の精算による過少算定額又は過大算定額

(四) 昭和三十三年度地方交付税の算定に用いた法人税割のうちその他の法人にかかる基準税額の精算による過少算定額又は過大算定額

平均価額（「昭和三十五年度の固定資産（土地）」にかかる平均価額の指示について（昭和三十五年五月四日受地第四九一号通達）」によつて知事が当該市町村長に通知した額）に当該市町村内の地積（昭和三十四年一月一日現在において土地課税台帳及び土地補充課税台帳に登録されるべきであつた土地の種類ごとの面積をいう。ただし、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百四十八条及び第三百五十一条の規定によつて固定資産税を課されないものを除く。）を乗じて算定した額（日本放送協会にかかる土地で地方税法第三百四十九条の三第九項の規定に該当するものにかかる額については〇、五を乗じて得た額とする。）に〇、〇〇九四〇八を乗じて得た額

3 二 号の規定によつて算定した額

格の合算額が別表第一市町村別土地家屋総価格表の当

該市町村家屋総価格と同額となるように、当該市町村の家屋の平均価額（「昭和三十四年度の固定資産（家屋）」にかかる平均価額の指示について（昭和三十五年五月四日受地第四九一号通達）」によつて知事が当該市町村長に通知した額）に当該市町村内の家屋の床面積（昭和三十四年度分の家屋の平均価額算出の基礎として用いられた家屋の床面積をいう。ただし、地方税法第三百四十八条及び第三百五十一条の規定によつて固定資産税を課されないものを除く。）を乗じて得た額（日本放送協会にかかる家屋で地方税法第三百四十九条の三第九項の規定に該当するものにかかる額については〇、五を乗じて得た額とする。）に〇、〇〇九四〇八を乗じて得た額とする。

4 償却資産にかかる基準税額は、次の各号に定める方法によつて当該市町村ごとに算定した額の合算額とする。

一 第二号以外の償却資産で市町村長が評価すべきものについては、令第二十八条第四項第一号（一）によ

り自治大臣から通知のあつた額（以下「通知額」という。）を次の方法によつてあん分して得た額の合算額

（一）通知額の二分の一の額を、当該市町村における昭和三十二年事業所統計に基づいて調査した令別表第十に定める産業分類ごとの、かつ、規模ごとの従業者数（国、県、市町村これらの組合及び財産区の各事業所の従業者数、地方税法第三百四十八条の規定により非課税とされる償却資産を有する事業所における当該非課税とされる償却資産にかかる従業者数（当該非課税とされる償却資産を有料で貸し付けている事業所の当該非課税とされる償却資産にかかる従業者数を除く。）、同法第三百八十九条の規定により自治大臣又は知事が評価してその価格等を配分する償却資産を有する事業所における当該償却資産にかかる従業者数及び自治大臣が調査した基準評価額三千万円以上の償却資産（以下「大規模資産」という。）を有する

事業所の従業者数並びにその従業者が五人未満（放送業にあつては二人未満）である事業所の従業者数を除く。以下同じ。）にそれぞれ同表に定める補正係数を乗じて得た数（整数未満は四捨五入する。）の合計数に一三二円五〇銭を乗じて得た額

（二）通知額の二分の一の額を、当該市町村の償却資産課税台帳に登録された昭和三十五年度における償却資産の課税標準額の合算額（地方税法第三百五十一条の規定によつて固定資産税を課されないものにかかる額、第三百八十九条の規定によつて自治大臣又は知事が評価し配分した額並びに令第二十八条第四項第一号（一）及び（二）の船舶又は大規模資産にかかる額を除く。）に〇、〇〇一六六〇四九二二を乗じて得た額

二 当該市町村について令第二十八条第四項第一号（一）及び（二）の方法によつて算定した額（釵産税の基準税額の算定方法）

第五条 釦産税の基準税額は、知事が調査した当該市町村の前年中（石炭については前年度中）における釦物の種類別生産量に合別表第十三に定める山元価格を乗じて得た額に別表第二に定める率を乗じて得た額の合算額とする。

（木材引取税の基準税額の算定方法）

第六条 木材引取税にかかる基準税額は、知事が調査した当該市町村の昭和三十四年度樹種別素材生産量に、

別表第三に定める率を乗じて得た生産量を樹種別（用途別を含む。）素材生産推定量とし、これにそれぞれ合別表第十五に定める表材標準価格を乗じて得た額の合算額に〇・〇一二五を乗じて得た額とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十五年度分の普通交付税について適用する。

別表第一

市町村別土地家屋総価格表

区分	田		畑		宅地		山林	原野	牧野	土地計	家屋
	千円	平方	千円	平方	千円	平方					
市町村名	1,522,598	152,639	412,027	41,741	1,517,548	72,387	15,191	2,424	3,009,266	3,280,410	4,701,571
都 市	821,813	412,027	186,901	18,611	1,741,601	31,371	38,877	40	2,005,274	3,009,266	4,108,733
鳥米倉境市	1,146,171	155,890	297,370	29,737	586,387	79,838	515,797	897,962	515,797	2,379,875	2,379,875
取手市市計	62,110	907,207	4,112,903	134,383	687	687	40	8,910,747	8,910,747	8,910,747	12,088,161
井ノ府美郷市	3,552,722	11,372	13,730	7,396	726	7,396	6,267	137,752	137,752	66,354	66,354
府美郷市計	104,533	21,474	38,182	36,059	470,268	470,268	5,290	470,268	470,268	164,871	164,871
津国岩福	410,077	42,538	85,903	20,967	2,204	2,204	147,992	147,992	147,992	435,896	435,896
岩美郡	99,621	22,182	14,044	9,941	2,204	2,204				88,744	88,744

八頭郡	郡船河入若用佐智	家國原東松瀬治項計	町町町町町町町町	412,545 196,439 375,480 235,080 110,132 115,233 62,835 257,024	31,452 29,052 55,678 34,182 21,107 15,019 19,419 16,950	62,972 29,938 62,314 41,316 39,223 26,553 11,441 63,353	18,933 28,719 23,964 24,710 16,333 8,333 8,404 24,424	1,530 2,817 4,702 6,309 2,304 300 221 3,730	527,482 286,965 522,068 366,127 189,649 165,575 102,320 365,563	282,017 147,160 275,903 190,937 223,726 118,110 74,152 314,816	
気高郡	気鹿智	高野合計	町町町	318,233 187,832 198,911	49,649 15,627 49,412	51,822 35,152 55,546	8,930 9,141 26,623	344 1,828 836	429,028 249,380 333,408	273,313 151,538 300,318	
東伯郡	勿泊東三國北大東赤	合郷朝倉奈条伯嶺計	町町町町町町町町	192,762 40,135 248,203 283,073 226,567 236,409 241,802 367,316 207,164	48,353 32,614 70,339 30,543 12,346 85,256 129,311 117,568 78,228	40,733 23,561 51,703 48,612 28,436 37,708 70,511 99,022 58,737	1,936 13,191 23,818 30,169 13,031 7,937 12,697 18,348 16,133	261 794 1,612 5,827 5,375 913 1,631 7,224 2,673	234,104 111,298 395,675 393,524 283,553 363,223 436,502 610,038 363,010	174,760 130,090 275,680 362,356 149,397 187,033 303,332 419,093 319,036	
西伯郡	西谷岸伯日漣大名中	伯見本仙津吉江山和吉計	町町町町町町町町	334,916 193,312 262,145 152,961 49,435 233,360 382,258 201,219 230,668	23,186 26,530 30,613 30,818 20,209 43,337 39,242 83,946 71,047	48,613 22,553 37,422 30,871 39,017 69,830 57,338 53,082 39,441	37,538 15,431 15,433 13,050 245 18,121 15,649 18,513 17,528	6,969 3,173 5,381 1,254 12 2,361 3,923 8,099 7,963	456,274 266,034 331,194 228,984 103,978 367,729 493,410 377,339 366,677	190,971 113,178 134,273 125,095 484,024 247,944 212,239 236,784 182,935	
日南町				496,932	30,598	65,866	62,017	20,219	710	676,362	317,697

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十五年九月三十日  
鳥取県知事 石 破 二 朗

**鳥取県規則第四十三号**  
鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則  
鳥取県手数料徴収規則（昭和三十一年一月鳥取県規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表一中「百九十四 二級技能検定手数料  
第一次試験 四百円  
第二次試験 四百円  
建築大工 千円  
板金工 七百円」を  
「百九十四 二級技能検定手数料  
第一次試験 四百円  
第二次試験 四百円  
建築大工 千円  
板金工 七百円」を

登録年月日 登録番号 商号又は名称  
昭三五、七、一 鳥取県知事登録 (株) 下本組

主たる営業所所在地 申請者氏名 まつ消年月日  
西伯郡伯仙町尾高五三一 下本 光雄 昭三五、九、九

建設大工 千七百円  
左官工 千三百円  
建築大工 千三百円  
器具工 千三百円

鳥取県告示第四百六十七号  
次の建設業者は、大臣登録されたので知事登録をまつ消した。  
昭和三十五年九月三十日  
鳥取県知事 石 破 二 朗

告 示

日野郡	日野町	188,170	20,615	54,083	46,008	9,100	317,976	280,879
	江灘町	229,820	24,157	29,363	19,278	2,900	305,518	155,926
	府口村	308,637	36,625	46,414	28,374	14,053	434,103	201,958
	計	8,792,430	1,536,996	1,688,334	720,089	152,152	12,887,709	8,313,251
合 計		12,345,152	2,444,203	5,793,237	904,472	205,632	21,698,456	20,403,412

別表第二

鉱産税の基準税額の算定に用いる乗率表

鉱物名	乗率
石 炭	1.00000×0.737×0.0063
非鉄金属 銅	1.02016×0.00665
鉄金属 砂	0.70631×0.00665
クローム鉄	0.70329×0.00665
非金属 白けい石	0.61178×0.00665

別表第三

樹種別素材生産推定量の算定に用いる乗率表

樹種	種別	乗率
針葉樹	ひのき	1.10639
	つばき	1.61927
広葉樹	すざら	2.03481
	なぶら	1.45627
雑樹	な	0.87540
	ぶ	0.83337
枕木用材、パルプ用材として使用されるもの		2.03280
なら、ふな以外の広葉樹		1.21968

鳥取県告示第四百六十八号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつてひな白痢の検査及び豚コレラ予防注射を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき鶏及び豚の所有者に対して検査及び注射を受けることを命ずる。

昭和三十五年九月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 ひな白痢及び豚コレラ予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
  - ひな白痢検査……種鶏及び同一構内で飼育する鶏
  - 豚コレラ予防注射……豚。ただし、生後四十日及びびんべん前後一月以内のものを除く。
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査及び注射、駆除の方法
  - ひな白痢検査……ひな白痢急速診断法
  - 豚コレラ予防注射……豚コレラ予防液皮下注射

別表 (一) ひな白痢検査

実施期日	実施区域	実施場所
十月三日	鳥取市長柄	藤岡、懸樋種鶏場
四日	〃	福本
〃	八頭郡河原町布袋	川上、田村、前島、岡本、森本
五日	鳥取市卯垣	馬淵二郎、馬淵金治
〃	八頭郡河原町布袋	川中莊平、中島、田中潔、河田、松岡
六日	岩美郡国府町高岡	谷口
〃	八頭郡智頭町見槻中、南方	米井
三日	〃 船岡町福井	田中、垣田
七日	鳥取市嶋	小谷
〃	八頭郡智頭町南方、上市場	小林、前川
八日	鳥取市野坂、行徳	山下、吉田
〃	八頭郡智頭町駄裏	山村
十日	鳥取市江津	石原

〃	八頭郡智頭町本折、西郷、上町、下中村	谷口、春摘、原田、谷村
十七日	〃 用瀬町川中	谷口馬藏
十八日	〃 智頭町篠坂、智頭	国政、白間
十九日	〃 河原町谷一木、成田	小林、田中
二十日	〃 八東町小別府、安井	田中、西尾
二十一日	〃 船岡町郡家	岸本
二十二日	〃 八東町下徳丸	竹内
二十四日	〃 船岡町橋本	勝連
二十五日	〃 〃	小原、藤田
二十六日	〃 〃 橋本、下野	藤田、林
二十七日	〃 〃 智頭町篠坂	北山
〃	〃 八東町南、日田	杉原幸、杉原節、井尻
二十八日	〃 〃 用瀬町安藏、金屋	保本、加賀田寿、加賀田
二十九日	〃 〃 赤波、別府	沖田、岩本
二十六日	〃 〃 八東町安井	入江、中村

三十一日	〃	日田	小林、坂本
〃	〃	智頭町篠坂	桜谷
十一月一日	〃	郡家町市場、別府、下坂	川原、梶川、井口
別表 (二) 豚コレラ予防注射			
実施期日	実施区域	実施場所	
十月 七日	八頭郡船岡町隼	各豚舎巡回注射	
十七日	〃 八東町八東	〃	
十八日	〃 郡家町国中	〃	
十九日	〃 〃 郡家	〃	
二十日	〃 〃 下私都	〃	
二十四日	〃 河原町国英	〃	

鳥取県告示第四百六十九号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて、牛の結核病、ブルセラ病及び肝てつの検査並びに肝てつの駆除を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、牛の

所有者に対して検査及び駆除を受けることを命ずる。  
昭和三十五年九月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 結核病、ブルセラ病、肝てつ予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類 結核病及びブルセラ病検査搾乳の用に供し又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。ただし、生後六月分べん前一月及び分べん後十日以内のものを除く。
- 肝てつ検査及び駆除 牛。ただし、生後三月以内及び分べん前後一月以内のものを除く。
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査、注射、及び駆除の方法
- 結核病……ツベルクリン皮内注射反応検査
- ブルセラ病……ブルセラ急速凝集反応及び国際法

肝てつ検査……皮内反応法虫卵検査法  
肝てつ駆除……ヘキサクロロエタン製剤投与

別表	実施の期日		実施の区域	実施の場所
	第一次	第二次		
十月三日	十月六日	鳥取県気高町宝木	奥沢見家畜検査所	
〃	〃	西伯郡中山町逢坂	逢坂、佐摩	
〃	〃	西伯郡中山町佐摩	〃	
四日	七日	鳥取県気高町宝木	上光	
〃	〃	西伯郡中山町逢坂	坊領	
〃	〃	大山町佐摩	〃	
五日	八日	鳥取県気高町宝木	常松	
〃	〃	西伯郡中山町大山町	種原	
〃	〃	〃	〃	
十一日	十四日	鳥取県鹿野町鹿野、勝谷	鹿野、勝谷	
〃	〃	〃	〃	
十二日	十五日	〃	岡井	
〃	〃	〃	〃	
十七日	二十日	瑞穂	鹿野	
〃	〃	西伯郡名和町	新渡辺	

- 十八日 二十一日 鳥取県気高町逢坂 山宮
- 〃 〃 西伯郡名和町 新高田
- 十九日 二十二日 鳥取県気高町逢坂 郡家
- 〃 〃 西伯郡中山町 林、峯
- 二十四日 二十七日 鳥取県鹿野町小鷲 河内
- 〃 〃 河 〃
- 〃 〃 西伯郡名和町 二本松、陣
- 二十五日 二十八日 鳥取県鹿野町小鷲 小別所
- 〃 〃 〃 〃
- 二十六日 二十九日 鳥取県気高町浜村 浜村
- 〃 〃 西伯郡名和町 上大山
- 十一月一日 十一月四日 鳥取県青谷町勝部 楠根
- 〃 〃 〃 〃
- 七日 十日 〃 〃 日置谷 河原
- 〃 〃 〃 〃
- 八日 十一日 〃 〃 大坪
- 〃 〃 〃 〃
- 九日 十二日 鳥取県青谷町青谷 青谷
- 〃 〃 〃 〃
- 十五日 十八日 西伯郡中山町 二本松

鳥取県告示第四百七十号

次の土地は、昭和三十五年九月二十日から、その公用を廃止した。

昭和三十五年九月三十日

場	鳥取県知事 石 破 二 朗	所	地目又は品目	面積又は数量
鳥取市古市字狭間二六ノ一、三六ノ一、三四、三七ノ一、三八ノ一、三九ノ一	地先	水路、道路	八二、五五坪	

関係図面は土木部管理課に保管

鳥取県告示第四百七十一号

鳥取市西町一丁目四百四十五番地行政書士森原光義から申請のあつた鳥取県行政書士会会則は、行政書士法の一部を改正する法律（昭和三十五年法律第八十六号）附則第四項の規定により、昭和三十五年九月二十六日これを認可した。

昭和三十五年九月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

教育委員会規則

職員の仕事の設置に關する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十五年九月三十日

鳥取県教育委員会委員長 石谷貞彦

鳥取県教育委員会規則第七号

職員の仕事の設置に關する規則の一部を改正する規則

職員の仕事の設置に關する規則（昭和三十一年十一月鳥取県教育委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「主任」の次に「白兎荘管理者」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第九号

道路交通取締法（昭和二十二年法律第三百十号）第九条第六項の規定により、次のとおり聴聞会を開催する。

昭和三十五年九月三十日

鳥取県公安委員会委員長 堀安成文

一 聴聞の期日及び場所

昭和三十五年十月十七日 午後一時

米子市万能町 米子警察署

二 聴聞当事者の住所及び氏名

(1) 米子市道笑町一丁目一〇五 小椋嘉市

(2) 西伯郡中山町大字下市四三八 沼田克己

(3) 淀江町淀江五六六の三 熊谷広美

(4) 米子市福市五六六の二 伊塚庸夫

人事委員会規則

職務の等級に分類される職に關する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十五年九月三十日

鳥取県人事委員会委員長 中木寛蔵

鳥取県人事委員会規則第十三号

職務の等級に分類される職に關する規則の一部を改正する規則

職務の等級に分類される職に關する規則（昭和三十二年鳥取県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表第一 行政職等級区分表中

皆成学園	皆成学園	園長	係長	〃	〃	〃	〃
教育委員会本庁	教育委員会本庁	主査長	課長補佐	係長	事務吏員、技術吏員相当職	主事補、技師補及び他の等級に属さない職	〃
白兎荘	教育委員会本庁	主査長	課長補佐	係長	事務吏員、技術吏員相当職	主事補、技師補及び他の等級に属さない職	〃
				管理者			

に改める。



附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

正 誤

昭和三十五年九月二十七日付け鳥取県営電気事業訓令第二号中次の箇所について誤りがあつたので訂正する。

頁	段	行	誤	正
1	下	3	(第八条・第十三条)	(第八条―第十三条)
”	”	4	(第十四条・第十六条)	(第十四条―第十六条)
”	”	5	(第十七条・第二十一条)	(第十七条―第二十一条)

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火、金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目  
鳥取県鳥取市栗谷町  
鳥取県鳥取市栗谷町  
鳥取県鳥取市栗谷町  
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町  
〔定価 一部月極 一三〇円(送料共)〕